

# 静岡市上下水道局 令和5年度水質検査計画



令和4年度作成 水のボトル缶「静岡市のおいしい水」

## 目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	2
3	原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点	4
4	定期の水質検査	5
5	臨時の水質検査	15
6	水質検査方法	15
7	水質検査計画及び水質検査結果の公表	15
8	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	16
9	水質検査の精度と信頼性の保証	16
10	関係者との連携	16

## 1 基本方針

水質検査計画は適切で効率的な水質検査を実施するために水道法に基づき毎年策定し公表することが義務付けられています。

静岡市上下水道局では、市民の皆様に安全でおいしい水道水をお届けするために以下の基本方針に基づき水質検査計画を策定し、これに則って水質検査を行います。

- (1) 水質検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、取水施設及び水道水源河川とします。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び本市が水質管理上必要とする項目とします。
- (3) 水質検査頻度は、水道法に基づくとともに、過去の検査結果を評価して、項目ごとに設定します。
- (4) 水質検査計画に基づいて実施した水質検査結果はホームページにて公表します。
- (5) 水質検査は、水道GLP<sup>※</sup>に基づき信頼性が保証された体制のもと自己検査で行うことを基本とし、農薬類、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジア、放射性セシウムなどの一部の項目については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

※ 水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）とは、水質検査機関による水質検査結果の信頼性確保を目的として、（公社）日本水道協会によって制定された規格です。



JWWA-GLP055

水道 GLP 認定マーク

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

本市の給水状況は、下表のとおりです。

給水状況（令和3年度）

区 分	内 容
給 水 区 域	静岡市内
給 水 人 口	671,855（人）
普 及 率	97.8（行政人口%）
給 水 戸 数	309,690（戸）
1 日 平 均 配 水 量	232,477（m <sup>3</sup> ）

### (2) 水道水源の状況

本市の水道水源の状況は、下表のとおりです。

水道水源の状況（令和3年度）

水道水源の種類		取水量（m <sup>3</sup> /日）
表流水		103,000
伏流水※		55,290
地下水	浅井戸	21,800
	深井戸	143,060

※伏流水：河川の河床の下の砂れき層などを流れる水

### (3) 浄水施設の概要

本市の主な浄水施設の概要は下表のとおりです。どの浄水処理方法を採用する場合でも、消毒設備を設置して塩素剤による消毒を行っています。

浄水施設	所在地	水道水源の種類	浄水処理方法
門屋浄水場	葵区門屋	伏流水（安倍川）	凝集沈殿＋急速ろ過 緩速ろ過
口坂本ろ過池	葵区口坂本	表流水	緩速ろ過
下渡浄水設備	葵区渡	地下水（深井戸）	紫外線処理
上落合浄水設備	葵区上落合	表流水	急速ろ過
大沢浄水設備	葵区大沢	表流水	急速ろ過
長熊浄水設備	葵区長熊	地下水（浅井戸）	紫外線処理
中沢浄水設備	葵区中沢	地下水（浅井戸）	紫外線処理
水見色浄水設備	葵区水見色	表流水	急速ろ過
清水谷津浄水場	清水区八木間町	表流水（興津川）	凝集沈殿＋急速ろ過
中町浄水場 （運転停止中）	清水区興津中町	表流水（興津川）	凝集沈殿＋緩速ろ過
和田島浄水場	清水区和田島	地下水（浅井戸）	膜ろ過
小河内浄水場	清水区小河内	表流水（小河内川）	緩速ろ過
蒲原第1浄水場	清水区蒲原	表流水（向田川）	普通沈殿＋緩速ろ過
蒲原第2浄水場	清水区蒲原中	表流水（堰沢川）	緩速ろ過
由比第1浄水場	清水区由比入山	表流水（由比川）	凝集沈殿＋急速ろ過
由比第2浄水場	清水区由比入山	表流水（桜ノ沢川）	凝集沈殿＋急速ろ過

※ 口坂本ろ過池から水見色浄水設備までの7施設は  
平成29年4月1日に簡易水道事業から経営統合したものの。

### 3 原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点

#### (1) 原水の水質状況と留意すべき項目

原水の水質状況は良好です。静岡市は表流水、伏流水、地下水（浅井戸、深井戸）72 か所の多様な水源を有しています。留意すべき項目は原水の種類ごとに異なります（下表のとおり）。

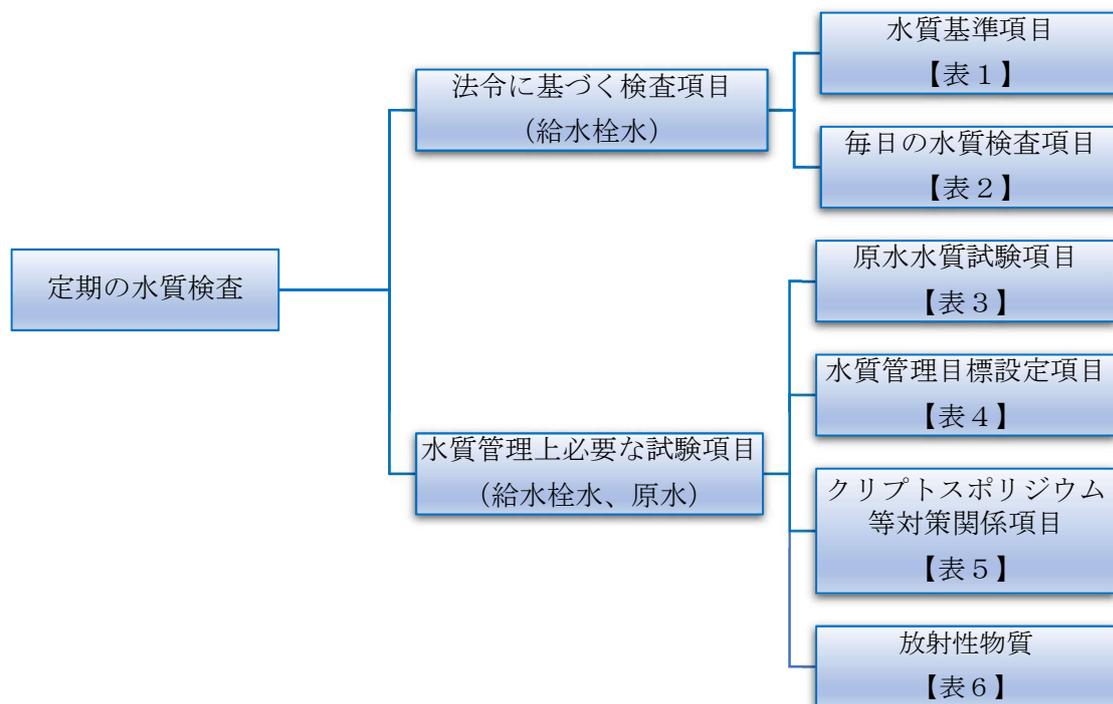
留意すべき項目	汚染要因	原水の種類			
		表流水	伏流水	地下水 (浅井戸)	地下水 (深井戸)
大腸菌	動物の糞便	○			
金属類	生活排水、工場排水	○			
硝酸態窒素	肥料、畜舎排水	○	○	○	
揮発性有機化合物	有機溶剤排水	○	○	○	
セレン ヒ素 マンガン	地質由来の金属			○	○
有機物	降雨、河川工事	○			
	生活排水、工場排水	○	○		
臭気	油類の流出事故	○			
濁度	降雨、河川工事	○	○		
農薬類	農薬	○	○	○	
嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム ジアルジア	動物の糞便	○	○	○	

#### (2) 給水栓水の水質基準と留意すべき項目

給水栓水は全ての検査地点で水質基準を満たしており、安全で良質な水をお届けしています。浄水施設から給水栓までの留意すべき項目は、トリハロメタン等の消毒副生成物、鉄、臭気、色度、濁度、残留塩素濃度です。

## 4 定期の水質検査

### (1) 水質検査項目及び検査頻度



#### ○法令に基づく検査項目

- ・ 水質基準項目【表1】

水道法に規定された51項目（健康関連31項目＋生活上支障関連20項目）のうち11項目（網掛け項目）については毎月1回、その他の項目については年4回検査を実施します。

- ・ 毎日の水質検査項目【表2】

色、濁り、消毒の残留効果の3項目について、自動水質監視装置等を設置している42か所は24時間連続で、その他の10か所は1日1回検査を実施します。

#### ○水質管理上必要な試験項目

原水では、水源水質の季節変動と水質状況を把握するため、給水栓水では、安全性の確保のため、法令に基づく検査項目を行う地点と同一を基本として、必要とする頻度で行います。

- ・ 原水水質試験項目【表3】

水質基準項目のうち、浄水処理過程における消毒副生成物及び味を除く39項目

- ・ 水質管理目標設定項目【表4】

水道水質管理上留意すべきもの 給水栓水：25項目 原水：21項目

- ・ クリプトスポリジウム等対策関係項目【表5】

原水：クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）、  
クリプトスポリジウム、ジアルジア

- ・ 放射性物質【表6】

給水栓水：セシウム134、セシウム137

その他、水質の変化が確認された場合、速やかに調査を行い必要な対応をとります。

## (2) 検査地点

### ○給水栓水（水道水）

- ・ 水質基準項目は、取水施設又は配水施設の系統ごとに、代表的な水質を確認することができる箇所を設定し、市内給水栓 48 か所で検査を行います。検査地点は、「(3) 配水系統と水質検査箇所」のうち、給水栓毎月検査箇所です。
- ・ 毎日検査は、市内 52 か所で検査を行います。検査地点は「(3) 配水系統と水質検査箇所」のうち、毎日検査箇所です。

### ○原水（水道水源）

- ・ 表流水 10 か所、伏流水 1 か所、地下水 61 か所（浅井戸 12 か所、深井戸 49 か所）の取水施設等で試験を行います。
- ・ 水道水源河川の調査地点として、下表のとおり安倍川水系 5 か所及び興津川水系 3 か所で試験を行います。

安倍川水系	興津川水系
上渡吊り橋（安倍川）	茂野島橋（興津川）
犬沢橋（安倍中河内川）	高瀬橋（中河内川）
玉機橋（安倍川）	和田橋（小河内川）
曙橋（安倍川）	
富厚里橋（藁科川）	

【表1】 水質基準項目（給水栓水）

No.	項目	基準値	頻度 (回/年)	法令で定められている 検査頻度	分類		
健康に関する項目	1	一般細菌	100 個/mL 以下	12	月 1 回以上	病原生物	
	2	大腸菌	検出されないこと	12			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上	重金属	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4			
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4			
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4			
	8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4			
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	12			無機物質
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12			
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4			
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4			
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4		一般有機化学物質	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4			
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4			
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4			
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4			
	20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4			
	21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	4		消毒副生成物	
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4			
	23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4			
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	4			
	26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	4			
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	4			
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	4			
	30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	4			
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4		水道水が有すべき性状に関する項目	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	色			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	4				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	4				
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	味			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4	色			
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4	月 1 回以上	味		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上	発泡		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	4				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	4	原因藻類発生時期に 月 1 回以上	におい		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	4				
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上	発泡 におい		
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下	12				
47	pH値	5.8 ~ 8.6	12	月 1 回以上	基礎的 性状		
48	味	異常でないこと	12				
49	臭気	異常でないこと	12				
50	色度	5 度以下	12				
51	濁度	2 度以下	12				

【表2】 毎日の水質検査項目

No.	検査項目	評価	頻度 (回/年)
1	色	異常なし	366
2	濁り	異常なし	366
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1 mg/L 以上	366

【表3】 原水水質試験項目

No.	項目	頻度 (回/年)			
		下記 12 か所 <sup>※1</sup>	表流水、浅井戸 (左欄 12 か所を除く 11 か所)	深井戸 49 か所	河川調査 8 か所
1	一般細菌	12	12	1	2
2	大腸菌	12	12	1	2
3	カドミウム及びその化合物	4	1	1	—
4	水銀及びその化合物	4	1	1	—
5	セレン及びその化合物	4	1	1	—
6	鉛及びその化合物	4	1	1	—
7	ヒ素及びその化合物	4	1	1	—
8	六価クロム及びその化合物	4	1	1	—
9	亜硝酸態窒素	12	12	1	2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	1	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	1	2
12	フッ素及びその化合物	4	1	1	—
13	ホウ素及びその化合物	4	1	1	—
14	四塩化炭素	4	1	1	—
15	1,4-ジオキサン	4	1	1	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	1	1	—
17	ジクロロメタン	4	1	1	—
18	テトラクロロエチレン	4	1	1	—
19	トリクロロエチレン	4	1	1	—
20	ベンゼン	4	1	1	—
32	亜鉛及びその化合物	4	1	1	—
33	アルミニウム及びその化合物	4	1	1	—
34	鉄及びその化合物	4	1	1	—
35	銅及びその化合物	4	1	1	—
36	ナトリウム及びその化合物	4	1	1	2
37	マンガン及びその化合物	4	1	1	—
38	塩化物イオン	12	12	1	2
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4	1	1	2
40	蒸発残留物	4	1	1	—
41	陰イオン界面活性剤	4	1	1	—
42	ジェオスミン	4	1	1	—
43	2-メチルイソボルネオール	4	1	1	—
44	非イオン界面活性剤	4	1	1	—
45	フェノール類	4	1	1	—
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	12	12	1	2
47	pH値	12	12	1	2
49	臭気	12	12	1	2
50	色度	12	12	1	2
51	濁度	12	12	1	2

No. は【表1】水質基準項目 (給水栓水) のNo. に対応しています。

浄水処理過程における消毒副生成物である No. 21~31 の 11 項目及び No. 48 の味は試験を行いません。

※1 表流水 6 か所 (承元寺取水口、小河内浄水場取水口、蒲原第 1 取水口・第 2 取水口、由比第 1 浄水場着水井・第 2 浄水場着水井)、  
伏流水 1 か所 (門屋浄水場着水井)、浅井戸 5 か所 (与一取水場 1 号井・4 号井、和田島浄水場取水施設 1 号井・2 号井・3 号  
井)。水質状況や取水量から影響の大きさを考慮し、全項目試験を年 4 回実施します。

※2 予備水源については、稼働時速やかに全項目試験を行い、その後必要とする頻度で水質試験を行います。

【表4】 水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値	頻度 (回/年)	
			原水4か所 <sup>※1</sup>	給水栓水9か所 <sup>※2</sup>
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下 (暫定)	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1	1
8	トルエン	0.4 mg/L 以下	1	1
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1	1
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 (暫定)	— <sup>※4</sup>	1
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 (暫定)	— <sup>※4</sup>	1
15	農薬類	1 以下 <sup>※5</sup>	※6	※6
16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) <sup>※8</sup>	10 ~100 mg/L	1	1
18	マンガン及びその化合物 <sup>※8</sup>	0.01 mg/L 以下	1	1
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1	1
21	メチル- t -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1	1
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1	1
23	臭気強度 (TON)	3 以下	1	1
24	蒸発残留物 <sup>※8</sup>	30 ~200 mg/L	1	1
25	濁度 <sup>※8</sup>	1 度以下	1	1
26	pH値 <sup>※8</sup>	7.5 程度	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	1
28	従属栄養細菌	2000 個/mL 以下 (暫定)	12	12
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物 <sup>※8</sup>	0.1 mg/L 以下	1	1
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	—	※7

No. 4、6、7 及び 11 は欠番です。

※1 承元寺取水口 (表流水)、門屋浄水場着水井 (伏流水)、与一取水場1号井 (浅井戸)、南安倍取水場1号井 (深井戸)

※2 瀬名第一公園、こすもすこども園、南安倍公園、承元寺緑地、宋原車庫、三保ふれあい広場、善福寺農業集落排水処理施設、神沢児童遊園、阿僧ポンプ場

※3 消毒剤として二酸化塩素を使用していないため実施しません。

※4 浄水処理過程における消毒副生成物であるため実施しません。

※5 農薬類には対象農薬 (115 種類) ごとに目標値が設定されています。各農薬の検出値を目標値で除した値の総和が1以下です。

※6 防除暦等を参考に使用農薬と散布時期を考慮して、表流水6か所 (承元寺取水口、小河内浄水場取水口、蒲原第1取水口・第2取水口、由比第1浄水場着水井・第2浄水場着水井)、伏流水1か所 (門屋浄水場着水井)、浅井戸5か所 (与一取水場1号井・4号井、和田島浄水場取水施設1号井・2号井・3号井)、給水栓水2か所 (瀬名第一公園、三保ふれあい広場) で実施します。

※7 給水栓水2か所 (善福寺農業集落排水処理施設、神沢児童遊園) で1回実施します。

※8 水質管理目標設定項目としての検査とは別に水質基準項目としても実施します。

【表5】 クリプトスポリジウム等対策関係項目

No.	項目	頻度 (回/年)					
		レベル4 10か所 <sup>※1</sup>	レベル3		レベル2 5か所 <sup>※4</sup>	レベル1 48か所 <sup>※5</sup>	河川調査 8か所
			施設未整備 1か所 <sup>※2</sup>	施設整備済 8か所 <sup>※3</sup>			
1	クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	12	12	12	12	1	2
2	クリプトスポリジウム、ジアルジア	2	4	2	2	—	—

過去の試験結果などから水道原水ごとにクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断し、それに応じたレベル分けをして試験頻度を設定しています（平成19年3月30日付健水発第0330005号「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（通知）」別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」）。

- ※1 表流水
- ※2 浅井戸1か所（森谷沢取水場）
- ※3 伏流水1か所（門屋浄水場着水井）、浅井戸6か所、深井戸1か所（下渡取水場）
- ※4 浅井戸5か所
- ※5 深井戸（※3を除く）

【表6】 放射性物質

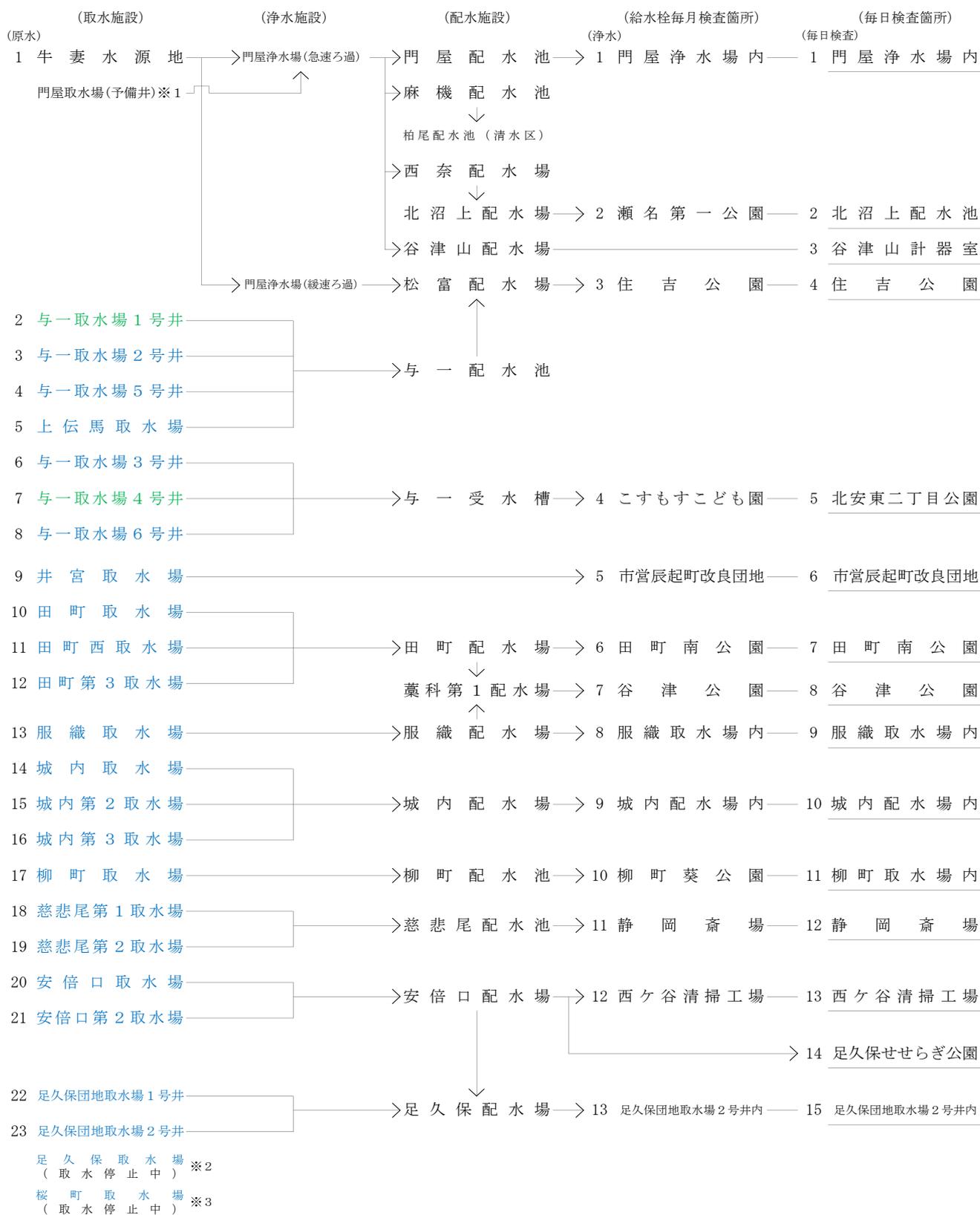
No.	項目	目標値	頻度 (回/年)	
			給水栓水 1か所 <sup>※1</sup>	給水栓水 4か所 <sup>※2</sup>
1	放射性セシウム	10 Bq/kg (セシウム134及びセシウム137の合計)	4	1

- ※1 谷津浄水場
- ※2 門屋浄水場、善福寺農業集落排水処理施設、神沢児童遊園、阿僧ポンプ場

### (3) 配水系統と水質検査箇所

※令和5年4月1日

#### ア 葵区定期検査箇所



※1 渇水期に稼働予定です。  
 ※2, 3 取水施設が稼働し次第、適切な水質検査地点を選定し、水質検査を実施します。

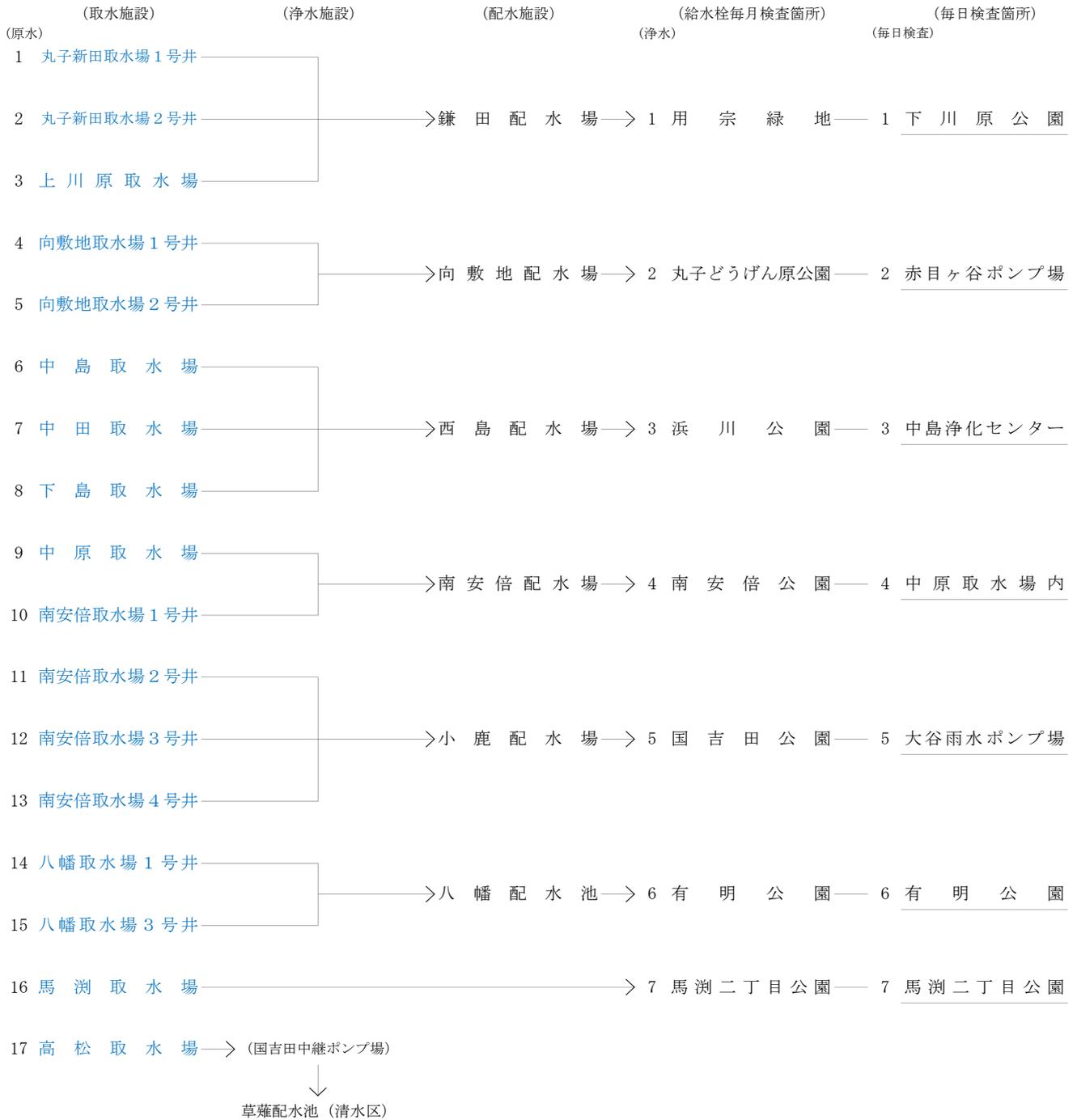
(原水)	(取水施設)	(浄水施設)	(配水施設)	(給水栓毎月検査箇所) (浄水)	(毎日検査箇所) (毎日検査)	
24	上渡取水場	→	上渡配水池	→ 14 上渡公民館	16 渡地内 (上)	
25	下渡取水場	→	下渡浄水設備	→	下渡配水池 → 15 下渡公民館	17 渡地内 (下)
26	平野取水場	→	平野配水池	→ 16 大河内郵便局	18 平野地内	
27	口坂本水源	→	口坂本ろ過池	→	口坂本配水池 → 17 口坂本地内	19 口坂本地内
28	上落合水源	→	上落合浄水設備	→	上落合配水池 → 18 上落合地内	20 上落合地内
29	長熊取水場	→	長熊浄水設備	→	長熊配水池 → 19 消防第34分団落合	21 長熊地内
30	桂山取水場	→	桂山配水池	→ 20 桂山公民館	22 落合地内	
31	中沢取水場	→	中沢浄水設備	→	中沢配水池 → 21 中沢公民館	23 中沢地内
32	俵沢取水場	→	俵沢配水池	→ 22 俵沢道路工事センター	24 俵沢地内	
			→	野田平配水池	25 野田平地内	
			→	俵峰配水池	26 俵峰地内	
33	郷島取水場	→	郷島配水池	→ 23 郷島公民館	27 郷島地内	
34	森谷沢取水場	→	森谷沢配水池	→ 24 賤機都市山村交流センター	28 牛妻地内 (森谷沢)	
35	笹子団地取水場	→	笹子団地配水場	→ 25 牛妻公園	29 牛妻地内 (笹子団地)	
36	大沢水源	→	大沢浄水設備	→	大沢配水池 → 26 大沢公民館	30 大沢地内
37	松野取水場	→	松野配水池	→ 27 津渡野公民館	31 松野地内	
38	油山取水場	→	油山配水池	→ 28 油山白髭神社	32 油山地内	
39	八十岡第1取水場	→	八十岡(第一)配水池	→ 29 八十岡公民館	33 足久保口組地内	
40	水見色水源	→	水見色浄水設備	→	水見色配水池 → 30 水見色地内	34 水見色地内

水源の種類: 表流水・浅井戸・深井戸

下線: 連続監視箇所

※原水No. 24から40までは平成29年(2017年)4月1日に簡易水道事業から経営統合したものの。

イ 駿河区定期検査箇所



水源の種類：深井戸

下線：連続監視箇所

## ウ 清水区定期検査箇所



水源の種類：表流水・浅井戸・深井戸

下線：連続監視箇所

## 5 臨時の水質検査

水道水源などで以下のような状況により、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度のほか、異常が認められる項目、異常のおそれがある項目など、状況に応じて水質基準項目から選択して行います。

検査地点は、供給される水が水質基準に適合するかどうかを確認できる場所を選定して行います。なお、安全性が確認できるまで継続して必要な項目について検査を行います。

## 6 水質検査方法

水質基準項目、毎日検査項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）で行います。その他の項目は、上水試験方法（（公社）日本水道協会編集）等で行います。

## 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、静岡市ホームページで公表します。

水質調査などの検査結果詳細については、「水質年報」を作成して公表します。（水質年報は、静岡市ホームページ、静岡市内の図書館などで閲覧できます。）

静岡市ホームページ（水質管理課）

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_000541.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000541.html)

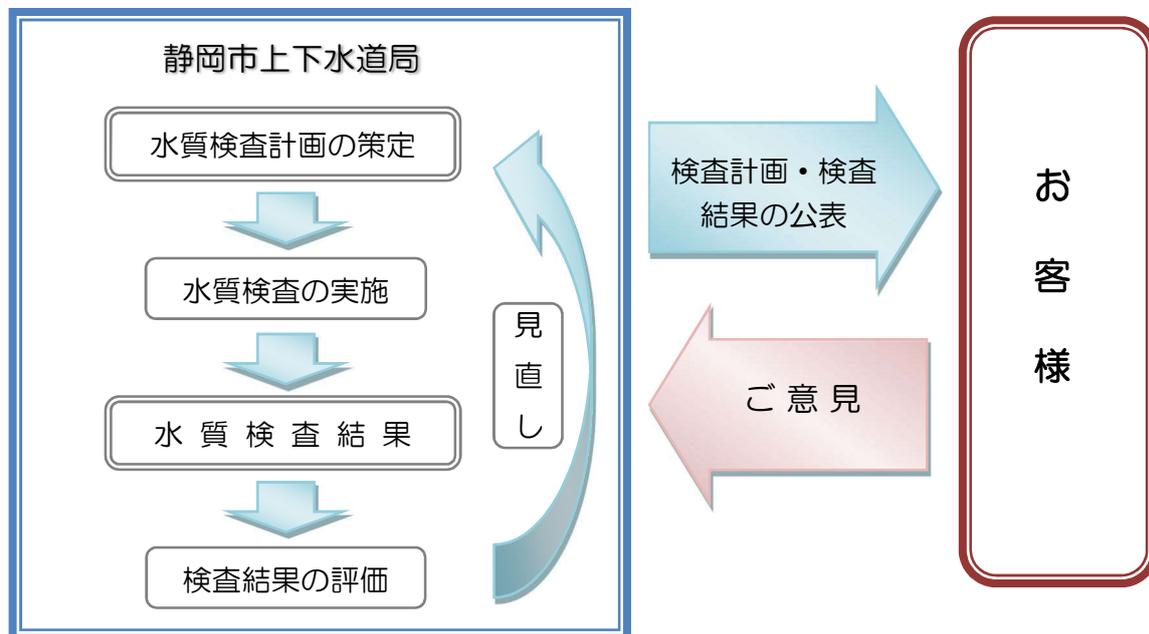
（検索ワード：「静岡市 水質管理課」）



## 8 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各検査地点の水質検査結果は、水質基準等や過去の検査結果と比較及び評価をし、翌年度の水質検査計画の作成に反映していきます。

また、お客様からお寄せいただいた意見も、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。



「水質検査計画」の体系概念図

## 9 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の結果は水道水の安全性を保証するものであり、その検査結果は精度と信頼性の確保が求められています。そのため、静岡市上下水道局では水道GLPの認定を取得しています。これを今後も維持し、水道GLPの運用や分析技術研修会の受講、厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査（外部精度管理）に参加し、水質検査の信頼性と精度の向上に努めます。

## 10 関係者との連携

水道水が原因で健康被害等が発生した場合には、市保健衛生医療部等関係部局と連携して水質検査等の対応を行います。

また、水道水源河川で水質汚染事故が発生した場合には、国、静岡県、静岡市等の関係部局等と連携し、情報交換を図りながら静岡市水質汚染事故対応マニュアルに基づき、迅速に現地調査を行うとともに、取水施設、浄水施設で適切な対策を実施します。

この水質検査計画について、お客様のご意見をお寄せ下さい。  
お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 静岡市上下水道局水道部水質管理課  
〒424-0114  
静岡市清水区庵原町 152 番地の 9  
T E L : 054-363-6651  
F A X : 054-363-6688  
メール : [suishitsukanri@city.shizuoka.lg.jp](mailto:suishitsukanri@city.shizuoka.lg.jp)